

河南町生活排水処理

基本計画

令和3年3月



目 次

はじめに	2
1. 基本方針	4
(1) 生活排水処理に係る理念、目標	4
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針	5
2. 目標年次	5
3. 生活排水の排出の状況	5
4. 生活排水の処理主体	7
5. 生活排水処理基本計画	7
(1) 生活排水の処理計画	7
(2) し尿・汚泥の処理計画	10
(3) その他	11

はじめに

本町は、大阪府の南東部、奈良県に接する葛城山地の西向斜面にあり、大阪市の中心部から約 25 km 圏の距離に位置しています。町域は、東西 6.7 km、南北 7.5 km に及び面積 25.26 km² を有しています。

地形は、標高 300m 以上の葛城山地が連なる山地部とその前面に位置する丘陵部、及び大和川支流の石川水系によって形成された平地部からなり、おおむね東から西に向かう傾斜地をなしています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖ではあるものの、やや内陸性の特徴を有しています。

人口は、15,415 人、世帯数 6,636 世帯（令和 2 年 10 月 1 日現在）であり、近年の動きとしては、ゆるやかな減少傾向にあります。

産業については、都市近郊農業としての生鮮野菜の生産地であることに加え、府内でも有数の観賞用樹木等の植木の生産地でもあります。

商工業については、生活用品を主とした商業のほか、機械器具の製造や造園業等中小規模の事業所が見られます。また、観光・スポーツ・レクリエーション機能を有する施設の立地も見られます。

土地利用については、町東部に金剛・葛城山地が南北に連なっていることから山林が半分近くを占めており、その山麓部や丘陵部の住宅団地、集落地を取り囲むように農地が約 3 割を占めています。このほか、住宅団地や集落地等としての土地利用が約 1 割となっており、北部に大宝住宅団地及び集落地から発展した市街地が広がり、南部ではさくら坂住宅団地を中心とした市街地が形成されています。社会経済情勢の変化により、これまでのような大規模な開発が一時に行われるとは考えにくいものの、中小規模の民間開発により市街地周辺部で都市的土地利用が進むものと想定されます。今後、山林や農地を適切に保全しつつ、住環境との調和を図りながら、長期的な展望に立って土地利用を進めていくこととします。

河南町まちづくり計画（令和 3 年 3 月）では、来てよし、住んでよしの『あ・

な・ば』かなんと定め、豊かな自然環境や長年にわたって培われてきた伝統、文化などの地域固有の資源、人と人とのつながりをいかして、住民、事業者などと行政が協働しながら、子どもから高齢者までのすべての住民が笑顔あふれる元気なまちをめざすものとし、令和12年における目標人口を14,700人としています。

生活排水処理施設は、現在、流域下水道及び公共下水道整備の推進が図られています。令和2年4月1日時点における人口普及率は、94.0%で386.09haを供用開始しています。公共下水道全体計画域外の地域においては、合併処理浄化槽設置費の補助を行い、汲み取りトイレ又は単独浄化槽からの転換を促進しています。その他の家庭及び事業所から排出される生活排水は未処理のまま河川に流れています。

一方、河川や水路は、治水対策として、コンクリート張りの護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつあります。今後、水辺を憩いの空間とするため池や河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、併せて美しい自然環境の保全及び創出を図る必要があります。

これらの課題を解決するため、本町の生活排水処理基本計画を見直し、生活排水の処理を効率的かつ計画的に進めるものであります。

1. 基本方針

川や海の水の汚れは、かつては工場や事業場等から排出される産業排水がその主な原因でありましたが、水質汚濁防止法等の法令に基づく排水の規制が行われ、排水処理等の対策がなされている現在では、一般家庭から排出される生活排水が大きな原因となってきています。

一般家庭の生活排水の浄化方法としては、公共下水道や合併処理浄化槽等により、し尿と台所・風呂等の生活雑排水を併せて処理する生活排水処理施設の整備が基本であります。本町における公共下水道は、平成6年から供用開始され、令和元年度末現在、公共下水道水洗化率（総人口に対する水洗化人口）は89.3%であり、合併処理浄化槽と併わせると生活排水処理施設普及状況（水洗化率）は93.2%であり、大阪府全体の97.4%に比べるとまだ低い状況にあります。

また、本町における下水道整備計画区域内の下水道整備工事は、概ね完了しており、公共下水道水洗化率の向上に伴い、河川水質は改善されつつあります。

引き続き、各家庭からの汚濁負荷量を減らすことが生活排水対策には不可欠であることから、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、併せて生活排水対策の啓発を積極的に推進することとします。

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

近年、本町においては、生活排水による水質汚濁が重要視されてきており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、住民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については水質の改善を図り、住民と共に河川の良好な維持とるおいのある水辺空間形成を目指すものとします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正かつ合理的な使用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしますが、生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ① 下水道の全体計画区域内においては、下水道の整備・促進を図っていきます。
- ② 下水道の全体計画区域外においては、合併処理浄化槽による処理を奨励し、普及・促進を図っていきます。また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の啓発を図っていきます。
- ③ 今後行われる下水道事業計画区域外での宅地開発については、開発の規模に応じて、公共下水道の整備を促進します。

2. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和12年度とします。

なお、諸条件に大きな変動のあった場合においては、見直しを行うものとします。

3. 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の状況は、表-1 のとおりであり、令和元年度末において、計画処理区域内人口15,484人のうち、14,437人については、生活排水の適正処理がなされています。

浄化槽設置整備事業については、下水道の全体計画区域外を対象に平成7年度からの事業実施しているところです。

下水道については、町の重点施策として事業実施を進めており、全体計画処理面積は、990.50haで、市街化区域247.75haを含む453.47haを都市計画決定しており、441.30haについて事業認可を取得のうえ、整備を進めています。

表-1 生活排水の排出の状況（処理形態別人口の推移）

（単位：人）

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1. 計画処理区域内人口	16,133	15,941	15,829	15,767	15,732	15,576	15,484
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	14,036	14,250	14,456	14,484	14,518	14,500	14,437
(1) コミュニティ・ プラント	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理 浄化槽	863	835	799	783	751	689	617
(3) 下水道	13,173	13,415	13,657	13,701	13,767	13,811	13,820
(4) 農業集落 排水施設	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,029	719	501	466	463	388	507
4. 非水洗化人口	1,068	972	872	817	751	688	540
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0

（各年とも年度末現在）

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表-2 のとおりです。

表-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	河南町

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1 基本方針」に掲げた理念、目標を達するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用します。

ア 生活排水の処理の目標

	計画当初 (平成6年度)	現在 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
生活排水処理率	42.6%	93.2%	96.6%

イ 人口の内訳

(単位：人)

	計画当初 (平成6年度)	現在 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
1 行政区域内人口	15,102	15,484	14,700
2 計画処理区域内人口	15,102	15,484	14,700
3 水洗化・生活雑排水処理人口	6,432	14,437	14,200

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	計画当初 (平成6年度)	現在 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
1. 計画処理区域内人口	15,102	15,484	14,700
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	6,432	14,437	14,200
(1) コミュニティ・ プラント	0	0	0
(2) 合併処理 浄化槽	1,180	617	606
(3) 下水道	5,252	13,820	13,594
(4) 農業集落 排水施設	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,177	507	300
4. 非水洗化人口	6,493	540	200
5. 計画処理区域外人口	0	0	0

② 生活排水を処理する区域及び人口等

本町が合併処理浄化槽、下水道を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティを最小単位としてユニット及び区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方式を定めます。

③ 施設及びその整備計画

表-3 施設及び整備計画

	計 画 処 理 区 域	計 画 処 理 区 域 人 口 (人)	整 備 予 定 年 度
合 併 処 理 浄 化 槽	下水道事業計画区域外の地域 持尾、青崩、平石、弘川、下河内、上河内地区	656 人	令和 3 年度～ 令和 12 年度 (平成 7 年 から事業実施)
下 水 道	上記浄化槽設置整備事業対象地域以外の区域のうち、 421.69ha	13,648 人	現事業認可 面積 441.30ha 令和 3 年度～ 令和 7 年度

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 現 況

本町のし尿（汲み取り）は委託業者が収集・運搬しており、また、浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者が実施し、併せて浄化槽清掃も実施しています。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は南河内環境事業組合（資源再生センター）で処理しています。

この施設は、昭和 42 年 3 月に竣工し、処理対象人口の増加等により、二度にわたり増設工事を行うとともに、膜分離高負荷脱窒素処理方式及び二次公害防止対策として高度処理（オゾン）設備を取り入れました。また、平成 14 年 3 月に施設の建替更新工事を終えており、老朽化対応のため、令和 2 年度から基幹的設備改良事業を進めています。この施設の処理能力は 200k1/日あり、当面はこの処理施設で処理できる見込みです。

② し尿・汚泥の排出状況

「5 (1)①ウ 生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、表-4 のとおりです。

表-4 し尿・汚泥の排出状況 (k1/日)

	計画当初 (平成 6 年度)	現 在 (令和元年度)	目 標 (令和 12 年度)
汲み取りし尿	12.7	2.5	0.9
浄化槽汚泥	3.2	3.7	2.8
合 計	15.9	6.2	3.7

③ し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬及び中間処理については、おおむね現在の形態で実施していきます。今後、下水道整備の進捗に伴い、その役割を減じることとなりますが、それまでの対応は十分可能です。

(3) その他

① 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

公共下水道の処理区域内の世帯等については、早期に公共下水道へ接続するようにホームページや広報紙、お知らせポスティング等で啓発活動や情報提供を実施します。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、町会・自治会等の住民組織を通じて協力を求めます。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。

② 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、河南町まちづくり計画、河南町都市計画マスタープラン及び河南町下水道基本計画などの諸計画と整合を図りながら進めていきます。なお、社会情勢や財政状況等の変化により変更が生じることが想定されるため、適時、見直しを念頭に入れながら目標に向かって努力していきます。

○本計画の位置付け

